フロッピーディスクの取扱いの廃止について

法務局に提出することができる記録媒体（磁気ディスク等）について，以下のとおり変更されますので，お知らせします。

（平成28年3月1日から変更）

1．商業・法人登記申請

【FDの廃止，DVDの追加】

・CD－ROM，CD－R（いずれも120mm）

・DVD－ROM，DVD－R（いずれも120mm）

※登記すべき事項の提供（商業登記法第17条第4項）及び申請書に添付すべき電磁的記録の提出（商業登記法第19条の2）の際に使用する記録媒体

2．電子証明書発行請求

【FDの廃止，DVD及びUSBメモリの追加】

・CD－ROM，CD－R，CD－RW（いずれも120mm）

・DVD－ROM，DVD－R，DVD－RW（いずれも120mm）

・USBメモリ（USB1.0～3.0でスタンダードA端子を備えたもの）

※提出された記録媒体は，返却する取扱いとする予定です。